

障害程度区分認定審査業務

平成18年10月より、障害者自立支援法による福祉サービス（訪問系・日中活動系・居住系）を利用する場合、障害程度区分認定を受けることが必要となりました。

障害程度区分は障害手帳の等級とは異なり、調査時における心身・行動の状況から1日あたりの支援時間を推計し区分1から区分6に分類するもので、106項目の聞き取り調査を行ない、コンピュータ処理後に医師意見書を参考としながら最終的に審査会で決定するものです。

宇城広域連合では、市町がその福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料のひとつとして、障害者の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」の審査・判定を行なっています。

公平で公正な審査判定を行なうため、医療・保健・福祉関係の専門家からなる障害程度区分認定審査会を設置し、構成市町と連携しながら適正な認定審査会の運営に努めています。

介護認定審査会委員一覧			(平成22年4月1日現在)		
医療分野(30人)		保健分野(15人)		福祉分野(22人)	
一般医師	19人	保健師	9人	社会福祉士	4人
精神科医師	5人	看護師	3人	介護福祉士	3人
歯科医師	4人	理学療法士	1人	介護支援専門員	9人
薬剤師	2人	作業療法士	1人	施設長等	3人
		管理栄養士	1人	福祉活動専門員	3人
合計67人					

各市町別審査判定件数

	宇土市	宇 城 市					城南町	熊本市	美里町		合 計
		三角町	不知火	松橋町	小川町	豊野町			中央町	砥用町	
H12年度	1,860	722	519	1,024	762	301	859	512	463	650	7,672
H13年度	2,207	895	653	1,250	948	356	1,019	610	491	811	9,240
H14年度	1,990	882	576	1,082	810	305	935	579	450	734	8,343
H15年度	2,048	874	625	1,258	847	297	988	608	437	678	8,660
H16年度	2,046	827	582	1,235	904	301	935	570	1,003		8,403
H17年度	1,949	3,957					967	582	857		8,312
H18年度	2,109	4,258					981	641	991		8,980
H19年度	1,871	3,790					884	570	782		7,897
H20年度	2,037	3,992					1,035	596	902		8,562
H21年度	2,094	4,118					970		905		8,087

介護認定審査会の開催状況

	開催回数	審査終了件数				認定有効期間				備 考
		新規	更新	区分変更	計	24ヶ月	12ヶ月	6ヶ月	4ヶ月	
H21.4	17	146	553	24	723	51	433	229		
H21.5	14	132	413	15	560	20	323	201		
H21.6	15	137	430	33	600	38	326	228		
H21.7	19	131	607	25	763	40	486	218		
H21.8	15	112	474	15	601	37	334	225		
H21.9	16	115	505	19	639	55	345	226		
H21.10	18	126	574	18	718	43	397	267		
H21.11	15	131	460	12	603	34	341	218		
H21.12	15	112	476	19	607	27	354	215		
H22.1	18	124	626	20	770	44	455	258		
H22.2	15	139	450	25	614	28	327	245		
H22.3	20	176	687	29	892	29	507	340		
合 計	197	1,581	6,255	254	8,090	446	4,628	2,870	0	

障害程度区分認定の流れ

障害程度区分認定審査会の概要

合議体数 …… 2合議体(1合議体5人)
委員数 …… 10人 医療分野4人
保健分野2人
福祉分野4人

審査回数 …… 2回／月
審査件数 …… 1～20件／回

平成21年度障害程度区分認定審査判定状況

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	再調査	合計
宇土市	0	4	11	13	13	16	19	0	76
宇城市	0	5	34	23	23	25	36	1	147
城南町	0	3	9	11	8	12	8	1	52
美里町	0	4	14	8	8	7	4	1	46
合計	0	16	68	55	52	60	67	3	321
構成比	0.0	5.0	21.2	17.1	16.2	18.7	20.9	0.9	100

障害程度区分認定の流れ

申請

障害程度区分認定調査(市町)

醫師意見書

一次判定(市町)

二次判定(審査会)

市町へ判定結果を通知

障害程度区分の認定(市町)

申請者へ認定結果を通知

サービス利用意向聴取(市町)

審査会の意見聴取

支給決定(市町)

申請者へ支給決定通知

サービス利用